

# 市町村退職職員人材バンク実施要領

## 第1 事業の目的

多様化する行政需要に対応するため、即戦力となり得る自治体の退職者や任期満了を迎えた再任用職員、任期付職員の中から希望者を「市町村退職職員人材バンク」（以下「人材バンク」という。）に登録することで、大規模災害発生時における人材確保に繋げるとともに、退職職員の知識や技術を必要とする様々な職員募集の周知を可能とする仕組みを構築することを目的とする。

## 第2 人材バンク登録対象者

宮城県内市町村の退職者、任期満了を迎えた再任用職員及び任期付職員（当該年度の予定者を含む。以下「退職者等」という。）を登録対象者とする。

## 第3 人材バンクの事務手続

人材バンクの事務は、別図のとおり県及び市町村が連携して進めることとする。

## 第4 県の事務

県が行う事務は、次の各号に定めるものとする。

- 1 市町村に対して、人材バンクの周知を行うこと。（別図①）
- 2 登録を希望する退職者等（以下「登録者」という。）は県に対して自ら電子メールにより登録を申請することとし（別図③）、県は登録者から申請のあったメールアドレスについて、登録者情報として取りまとめること。（別図④）
- 3 市町村で実施する任期付職員及び会計年度任用職員の募集情報（以下「任期付職員等募集情報」という。）を収集すること。（別図⑤、⑥）
- 4 登録者に対して、任期付職員等募集情報を電子メールにより周知を行うこと。（別図⑦）

## 第5 市町村の事務

市町村が行う事務は、次の各号に定めるものとする。

- 1 退職者等へ人材バンクについての周知を行うこと。（別図②）
- 2 県に対して、任期付職員等募集情報の情報提供をすること。（別図⑥）

## 第6 登録者の任期付職員等採用試験への応募

登録者は、県から周知された任期付職員等募集情報が自身の希望と合致する場合において、自ら募集する市町村へ応募するものとする。（別図⑧）

## 第7 留意事項

- 1 本事業は、市町村における登録者の採用を保証又はあつせんするものではないこと。
- 2 退職者等に対し、人材バンクへの登録を強制してはならないこと。
- 3 登録者に対し、任期付職員等職員募集への応募を強制してはならないこと。
- 4 県は、退職者等から提出された情報を適切に管理するとともに、本要領に関する目的以外には使用しないこと。

## 附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

別図

